

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について (お願い)

標記について、経産省ガス安全室より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、同ガス安全室より近年の標記事故の発生状況を踏まえ、ガス事故における建設工事等に係る事故（他工事事務）の防止に向け、関係省庁及び関係団体に対し協力要請を行った旨の通知、また、再発事故防止の観点から、当協会に対し、会員への周知を依頼されたものです。

当協会としても、他工事事務につきましてもは近年増加傾向にあることから、平成30年度から3年計画で実施している「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」の具体的推奨事項に「他工事による事故防止」を追加し、更なる対策を図っているところです。

なお、他工事事業者によるLPガスに関する事故は歴年で2018年に48件、2019年には58件発生しております。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

記

【経産省からの周知事項】

- ・ 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・ 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

【添付】

- ・ 参考1 関係省庁及び関係団体に対し協力要請文書（容量が多い為1箇所のみ）
- ・ 参考2 2019年の建設工事等におけるガス管損傷事故概要等
- ・ 参考3 経産省パンフレット（下記URLよりダウンロードができます）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobadaminaoshitai/panel/index.html

以 上

発信手段：Eメール

保安部：渡辺、橋本